

さいたま市告示第 1068 号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成 13 年さいたま市条例第 205 号）第 10 条第 1 項により自転車を撤去し、同条第 4 項の規定により保管したので、第 12 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 27 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和 7 年 6 月 20 日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅、浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅、浦和美園駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅、岩槻駅、東岩槻駅及びさいたま新都心駅周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 16 台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局交通政策部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2025/06/09	南浦和駅東口	二227512	GZ3M00173		
2025/06/09	浦和駅東口	埼玉県警25-250312474	STXJA08253		
2025/06/09	中浦和駅	成城I33591	K3FK13588		
2025/06/10	南浦和駅東口	埼玉県警23-232601329	STVKZ08251		
2025/06/10	南浦和駅西口	埼玉県警23-231088415	STVKZ03860		
2025/06/10	北浦和駅東口	志村F48922	ZY9L181423		
2025/06/12	西浦和駅	武蔵野I-48000	EB191000524		
2025/06/12	北浦和駅西口	埼玉県警15-5362463	KAE0440127		
2025/06/13	東浦和駅	埼玉県警18-8419020	SSF354394		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2025/06/09	大宮駅東口	埼玉県警14-4308625	A14AB65507		
2025/06/09	大宮駅東口	埼玉県警19-192383307	S2903045		
2025/06/13	大宮駅東口	練馬G39359	C73F8935		
2025/06/13	大宮駅西口	不明	STULF01980		
2025/06/13	大宮駅西口	埼玉県警18-8383097	B3K36207		
2025/06/13	東大宮駅東口	埼玉県警20-200532775	GG0F25522		
2025/06/13	西大宮駅南口	埼玉県警20-200031423	STK040311		

合計: 16台

告示期限 令和7年7月11日